



令和 8 年 8 月 31 日
物流・自動車局
車両基準・国際課

熊本地震を踏まえた 自動車の安全・環境基準の適用延期

熊本地震により車両生産に関連する企業が被災したことなどから、車両生産の遅れが生じており、9月から適用される新基準に適合させることが困難な状況となっていることから、特例措置として適用される基準の適用を延期します。

1. 背景

自動車は、受注から納車まで一定期間を要することから、自動車メーカーは、生産に必要な期間を考慮しながら、自動車を受注しています。今般、熊本地震により自動車の生産に関連する企業が被災したことなどから生産の遅れが生じており、本年9月以降適用されることとなっていた新基準の適用日までに、受注済みの自動車の生産が完了しない状況が生じています。このため、特例措置として本年9月から適用される基準の適用日を延期することとします。

2. 改正概要

本年9月1日から継続生産車に適用される基準について、適用日を本年11月1日に延期するよう「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」の一部を改正します。

適用が延期される基準（主なもの）

軽油を燃料とする自動車の国際調和排出ガス・燃費試験法の導入
空気入りゴムタイヤの表示義務化等
空気入りゴムタイヤの取付要件の適用対象拡大
デジタルキー要件の導入
電動パーキングブレーキの自動作動要件追加
乗用車等の衝突被害軽減ブレーキの義務化
サイバーセキュリティ性能の義務化
ソフトウェアアップデート性能の義務化
衝突時の歩行者頭部保護性能要件強化（試験領域の拡大等）
ヘッドレストの乗員保護性能要件強化
軽油を燃料とする自動車の排出ガス規制強化
乗用車等への事故情報計測・記録装置の義務化

3. スケジュール

公布日 令和 8 年 8 月 31 日
施行日 公布の日

＜問合せ先＞

物流・自動車局 車両基準・国際課 河野（成） 藤澤
電話：03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）